

## 都市復興に向けた取組について

### 1 概要

#### (1) 都市復興について

大規模災害が発生した場合、被災後の都市基盤の再建にあたっては、建物や道路、公園などの都市基盤を含む市街地を被災前の状態に回復するだけでなく、次の災害においては被災を繰り返さない、より災害に強いまちづくりを行うことが必要である。

#### (2) 都市復興基本計画について

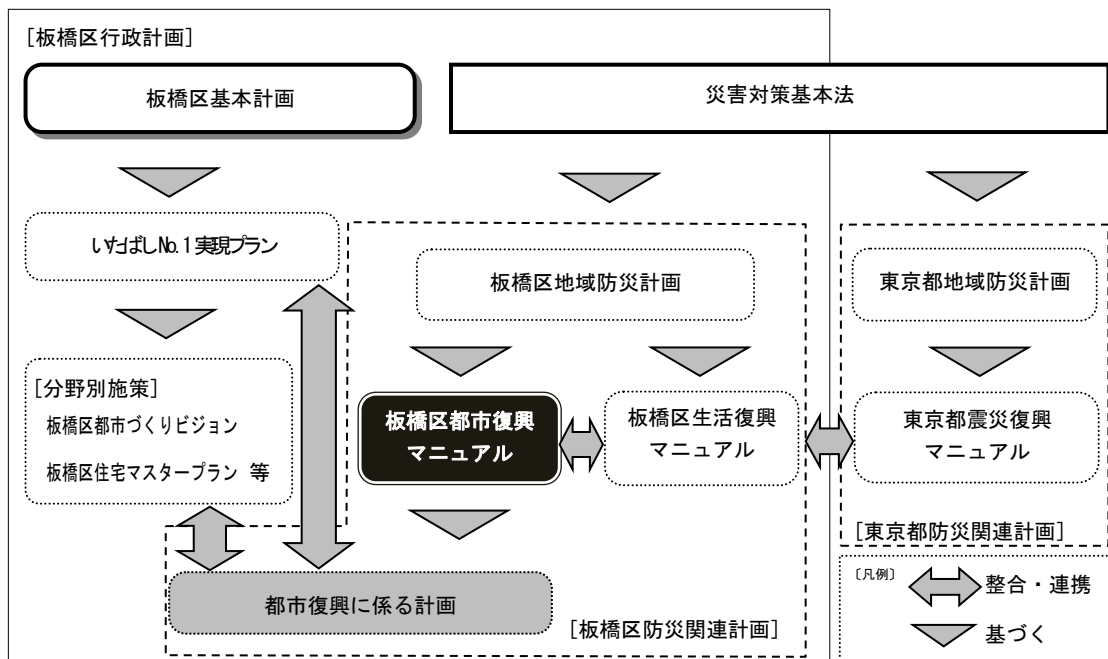
都市復興において特に重要なのが、被災後に、都市復興基本計画を迅速かつ適切に策定し、復興事業を推進していくことである。

都市復興基本計画とは、区が取り組む具体的な都市復興施策を体系的にとりまとめた都市復興のマスタープランである。

#### (3) 都市復興マニュアルについて

区と区民が協働して都市復興に関係する諸計画の策定を迅速かつ円滑に推進するため、板橋区職員がとるべき行動内容をまとめたものが「板橋区都市復興マニュアル」である。本マニュアルは、平成26年3月に改訂を行ない、区民向けの周知啓発活動及び、区職員向けの模擬訓練を行っている。

#### 【都市復興マニュアルの位置づけ】



## 2 都市復興の流れ

### (1) 復興体制の構築、復興初動体制の確立（発災～1週間）

- ・災害対策本部、震災復興本部の設置
- ・おおまかな家屋等被害概況調査の実施

### (2) 都市復興基本方針の策定（発災～1か月以内）

- ・都市復興基本方針の策定
- ・詳細な家屋等被害状況調査の実施
- ・第一次建築制限の実施

### (3) 都市復興基本計画（骨子案）の策定（発災～2か月以内）

- ・時限的市街地づくりの方針原案の策定
- ・復興対象地区を指定
- ・都市復興基本計画（骨子案）の策定
- ・第二次建築制限の実施

### (4) 都市復興基本計画の策定（発災～6か月以内）

- ・復興まちづくり計画の策定
- ・都市復興基本計画の策定

### (5) 復興事業計画の策定と事業の推進（6か月～数年）

- ・復興事業計画の策定
- ・復興事業の推進

## 3 平常時（発災前）の事前対策

### (1) 区民向け周知啓発活動

- ・災害の危険性が高い地区において、復興後のまちの将来像や地域課題について地域住民が話し合い、事前に都市復興の流れを学び体験する取り組みを実施。

#### 【これまでの実施地区】

平成 26 年度	弥生町、仲町（仲町地域センター管内）
平成 27 年度	大谷口北町（大谷口地域センター管内）
平成 28 年度	本町、大和町、富士見町、双葉町（富士見地域センター管内）
平成 29 年度	東新町二丁目、東山町（桜川地域センター管内）
平成 30 年度	宮本町、泉町の一部（清水地域センター管内）
令和元年度	赤塚二丁目、赤塚六丁目（下赤塚地域センター管内）
令和 2 年度	仲宿、稲荷台（仲宿地域センター管内）
令和 3 年度	前野町一丁目、二丁目、三丁目（前野地域センター管内）

### (2) 区職員向け訓練

- ・区民向け周知啓発活動を行い、区民とともに合意形成の過程を体験。
- ・発災後に行う、都市復興事業を迅速かつ円滑に推進するため、都市復興図面等の模擬作成を含めた事前訓練を実施。
- ・上記ほか、東京都主催の都市復興訓練に参加。